

## 函館市青果物地方卸売市場における「その他の取引ルール」について

令和2年6月21日に施行される「改正卸売市場法」の規定により、各卸売市場の業務規程※において、次の表に掲げる事項を「遵守事項」として定めることが義務付けられました。

※函館市においては「函館市青果物地方卸売市場条例」および「同条例施行規則」がこれに相当します。

1 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
2 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
3 売買取引の方法	卸売業者は、業務規程に定められた生鮮食料品の品目ごとの売買取引の方法（せり売り・入札・相対取引）により、卸売をすること。
4 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
5 決済の確保	(1) 取引参加者は、業務規程に定められた売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他決済の方法により、決済を行うこと。 (2) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
6 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

以上の「遵守事項」のほか、取引に関わる次の5つの事項について、取引参加者の意見を聴いた上で、各卸売市場ごとのルールを定めることができるようになりました。

(以下、このことを「**その他の取引ルール**」といいます)。

- ① 商物一致の原則（卸売業者による市場外にある生鮮食料品等の卸売の禁止）
- ② 第三者販売の禁止（卸売業者による仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の禁止）
- ③ 直荷引きの禁止（仲卸業者による卸売業者以外からの買受けの禁止）
- ④ 自己買受の禁止（卸売業者による卸売の相手方としての買受けの禁止）
- ⑤ 受託拒否の禁止（卸売業者による出荷者からの販売委託に係る受託拒否の禁止）

当市場では、公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図る観点から、これまでと同様に、下表のとおり「**その他の取引ルール**」を定めることとしました。

① 商物一致の原則	
規定内容	卸売業者は、一部の例外を除き市場内にある物品以外の卸売をしてはならない旨を規定。
定めた理由	公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	(市場外にある物品の卸売の禁止) 第40条の2 卸売業者は、市場における卸売の業務については、その者が第7条の2第1項の承認を受けて卸売の業務を行う市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。 (2) 市長が、卸売業者が申請した場所にある物品の卸売をすることまたは電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により物品の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。

## ② 第三者販売の禁止

規定内容	卸売業者は、一部の例外を除き市場において仲卸業者および買受人以外に卸売をしてはならない旨を規定。
定めた理由	公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者および買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者および買受人の買受けを不当に制限することにならないと認めて承認したとき。</p> <p>ア 市場における入荷量が著しく多いか、または市場に出荷された物品が市場の仲卸業者および買受人にとって品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 市場の仲卸業者および買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>ウ 他の卸売市場の青果物等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる青果物等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限り。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者または農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合もしくは森林組合連合会（これらの者の出資または拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。第46条第2項第3号において同じ。）および食品製造業者等（青果物等を原料または材料として使用し、製造、加工または販売の事業を行う者をいう。以下この号および第46条第2項第3号において同じ。）との間におい</p>

てあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の青果物等の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる青果物等の品目、数量の上限および卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき。

### ③ 直荷引きの禁止

規定内容	仲卸業者は、一部の例外を除き市場において卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない旨を規定。
定めた理由	公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	<p>（仲卸業者の業務の規制）</p> <p>第46条 仲卸業者は、市場内においては、青果物等の販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、青果物等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市場の卸売業者から買い入れることが困難な青果物等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の承認を受けていること。</p> <p>(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする青果物等を買入れる場合であって、当該契約において買入れの対象となる青果物等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等および食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の青果物等の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約において買入れの対象となる青果物等の品目、数量の上限および買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき。</p> <p>3 前項第1号の承認については、当該青果物等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等を調査して、承認または不承認を決定するものとする。</p>

#### ④ 自己買受の禁止

規定内容	卸売業者は、市場において生鮮食料品等にされる卸売の相手方として、これを買受けてはならない旨を規定。
定めた理由	公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	(卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止) 第41条 卸売業者（その役員および使用人を含む。）は、市場において青果物等の卸売の相手方として、これを買受けてはならない。

#### ⑤ 受託拒否の禁止

規定内容	卸売業者は、生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない旨を規定。
定めた理由	公正な取引ルールを策定・遵守することにより市場取引の秩序保持に資するとともに、対外的に周知することにより市場価値を高め、取引の活性化を図るため。 かつ、生産者や出荷物によって受託拒否することは、価格形成等市場の公正な運営を阻害するものであり、正当な理由のない受託拒否を禁止することにより、出荷者の利益に供するものであるため。
条例の条文	(差別的取扱いの禁止等) 第38条第2項 卸売業者は、青果物等について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。